

認定革新的技術研究成果活用事業者「トヨコー」の 銀行借入に対する債務保証契約を締結

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、産業競争力強化法に基づく革新的技術研究成果活用事業の認定事業者である株式会社トヨコーが、認定計画実施のために必要とする資金を金融機関から借入調達するにあたり、借入元本の50%を保証する契約を締結しましたのでお知らせします。

株式会社トヨコーは、独自技術である高出力のレーザーを用いて屋外インフラ設備のサビや塗膜を除去する装置 CoolLaser（クーレーザー）の開発・販売等を行っています。

今般、中小機構の保証制度を活用し、その量産体制の整備に必要な資金の一部（3億円）を指定金融機関のみずほ銀行より調達する契約を締結いたしました。

インフラの老朽化が社会問題化するなか CoolLaser は、産業廃棄物の削減や作業現場の負担軽減につながる新たな工法として多くの需要が期待されます。中小機構は、同社の更なる事業の発展を応援します。

【債務保証の概要】

対象となる融資契約締結日	2024年11月27日（水曜）
融資金融機関	みずほ銀行
融資金額	3億円
資金使途	CoolLaser の量産化に係る新工場の土地建物の取得資金
償還期限	2029年11月30日（金曜）
中小機構の保証割合	借入元本の50%（1.5億円）

<中小機構の債務保証制度について>

中小機構では、各種法令に定められた認定制度に基づく新事業展開や事業再編等に取り組む事業者を対象に、認定を受けた事業計画を実施するために必要となる資金を金融機関から借り入れる際に利用できる債務保証制度を用意しております。利用できる金額・保証割合は制度によって異なりますが、保証限度額は最大で25億円、保証割合は借入元本の最大50%です。

<https://www.smr.j.go.jp/sme/funding/guarantee/>

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関する問い合わせ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課

（担当者：辻井、櫻木、中野）

住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番地1号 虎ノ門37森ビル

電話：03-5470-1575（ダイヤルイン）